

日本におけるワイン法制定に向けた検討課題

——EUワイン法から何を学ぶか——

法律科学研究所主任 蛭原健介

1. はじめに

日本におけるワイン消費は、1998年の赤ワイン・ブーム以降、やや伸び悩みの傾向にあるが、欧米同様、食事をしながら楽しむ食中酒として日常的に消費されるようになり、さまざまな業態の飲食店で提供されている。また、インターネットの通販サイトなどを介して、家庭でも容易に多種多様なワインを楽しむことができるようになった。日本人の年間一人あたりワイン消費量は、2リットル程度で、欧米諸国には遠く及ばないが、年間の総消費量は230万ヘクトリットルに達し、日本ソムリエ協会の会員数も飛躍的に増加している。

日本では明治期以来、国内・国外の原料を用いたワイン醸造が行われてきた。ワインの製造免許を取得して実際に醸造を行っている事業者は、およそ130社に及ぶといわれる。大半が輸入原料（主として濃縮ブドウ果汁）によるものとはいえ、現在では、毎年80～90万ヘクトリットルのワインが国内で製成されている。日本で収穫されるブドウはほとんどが生食用であるが、ブドウ加工仕向量（ワイン用ブドウ）は1万3,000～1万5,000トンと推定され、国産ブドウのみを使用する最大手メーカーである北海道ワイン1社のみで年間250万本のワイン（0.72リットル瓶換算で1.8万ヘクトリットル）が生産されている。近年の日本ワインの品質向上は目覚ましく、国内外のメディアで取り上げられる機会も増えてきた。しかしながら、日本においては、ブドウ栽培やワイン醸造、産地の呼称やラベル表記を統制するルールは不十分なままであり、諸外国に比べて法制度の整備は大きく立ち遅れている。

日本で生産されたワインのラベル表記に関する基本的なルールは、ジエチレングリコール混入事件（1985年）を契機に1986年に制定された「国産ワインの表示に関する基準」に委ねられているが、これは業界自主基準であって、法的拘束力をもつものではなく、違反に対する罰則も定められていない。今や、北海道から南九州まで全国各地にワイナリーが散在し、もはや自主基準では効果的な統制は期待できない状況となっている。また、地域ごとに異なる原産地呼称制度や証明制度が導入されているが、その統一性の欠如が消費者の混乱を引き起こすことも危惧される。自主基準や地域レベルの制度には様々な限界があり、国レベルの統一的なルールの確立が急務となっている。

また、日本ワインの輸出、とくにEUへの輸出を本格的に進めていく段階になって、日本におけるワイン法の欠如があらためて障害となっている。ワイン法制定の必要性は、以前から識者が繰り返し主張してきた¹ところであるが、政府や国会では具体的な動きはほとんどみられず、今日まで放置されてきたのである。

筆者らは、2009年12月、『世界のワイン法』（日本評論社）を上程し、翌年には、「日本ワイン

法制定研究会」を立ち上げた。この研究会は、まったく私的なものであるが、日本におけるワイン関連法規制の問題点やEUをはじめとする諸外国の立法および判例を分析しつつ、具体案の検討を進めてきた²。そこで、本稿では、これまで行ってきた考察をもとに、とくにEUのワイン法を参照しながら、日本におけるワイン法制定に向けて、いくつかの検討課題を提示することとしたい。

2. EUワイン法の現状

ニューワールドの新興生産国のワインが高く評価されるようになり、市場におけるシェア拡大が著しいとはいえ、今なお、EU諸国が世界のワイン生産・消費の50%を占めている。EUにおけるワイン造りはEU法を遵守したものでなければならず、域外に輸出されるEU産ワインにもEU法が適用される。また、域外からEUに輸入されるワイン——当然、日本ワインも含まれる——もまた、EUワイン法に定められた基準を満たしたものでなければならない。したがって、EUワイン法は、EU市場の重要性ゆえに、世界のワイン市場に決定的な影響を及ぼすことになるのである。

EUのワイン法は、ワイン共通市場制度（organisation commune du marché, common market organisation）に関するいくつかの規則から構成されており、その基本原則は、ワインの生産と流通に関するルールを定めた理事会規則479/2008に規定されている。この理事会規則は、第一に、EUのワイン産業に対する支援措置、第二に、使用可能なブドウ品種、醸造法、原産地呼称制度、ラベル表記などの規制、第三に、輸出・輸入に関する規定、そして第四に、生産調整に関する規定からなっている。そしてこの規則にもとづき、欧州委員会規則555/2008（各種補助金、第三国との取引および生産調整に関する規則）、欧州委員会規則606/2009（醸造行為規則）、欧州委員会規則607/2009（ラベル表示規則）などの施行規則が制定されているほか、EUと諸外国との間で締結された二国間協定が存在する。主なEU規則は、以下の通りである。

- ① Council Regulation (EC) No 479/2008 of 29 April 2008 on the common organisation of the market in wine, amending Regulations (EC) No 1493/1999, (EC) No 1782/2003, (EC) No 1290/2005, (EC) No 3/2008 and repealing Regulations (EEC) No 2392/86 and (EC) No 1493/1999（ワイン共通市場制度規則）
- ② Council Regulation (EC) No 491/2009 of 25 May 2009 amending Regulation (EC) No 1234/2007 establishing a common organisation of agricultural markets and on specific provisions for certain agricultural products (Single CMO Regulation)
- ③ Commission Regulation (EC) No 555/2008 of 27 June 2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 479/2008 on the common organisation of the market in wine as regards support programmes, trade with third countries, production potential and on controls in the wine sector(各種補助金、第三国との取引および生産調整に関する規則)
- ④ Commission Regulation (EC) No 114/2009 of 6 February 2009 laying down transitional

measures for the application of Council Regulation (EC) No 479/2008 as regards the references to wines with a protected designation of origin and a protected geographical indication

- ⑤ Commission Regulation (EC) No 42/2009 of 20 January 2009 amending Regulation (EC) No 555/2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 479/2008 on the common organisation of the market in wine as regards support programmes, trade with third countries, production potential and on controls in the wine sector
- ⑥ Commission Regulation (EC) No 436/2009 of 26 May 2009 laying down detailed rules for the application of Council Regulation (EC) No 479/2008 as regards the vineyard register, compulsory declarations and the gathering of information to monitor the wine market, the documents accompanying consignments of wine products and the wine sector registers to be kept
- ⑦ Commission Regulation (EC) No 606/2009 of 10 July 2009 laying down certain detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 479/2008 as regards the categories of grapevine products, oenological practices and the applicable restrictions (醸造行為規則)
- ⑧ Commission Regulation (EC) No 607/2009 of 14 July 2009 laying down certain detailed rules for the implementation of Council Regulation (EC) No 479/2008 as regards protected designations of origin and geographical indications, traditional terms, labelling and presentation of certain wine sector products (ラベル表示規則)
- ⑨ Commission Regulation (EC) No 702/2009 of 3 August 2009 amending and correcting Regulation (EC) No 555/2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 479/2008 on the common organisation of the market in wine as regards support programmes, trade with third countries, production potential and on controls in the wine sector
- ⑩ Commission Regulation (EU) No 772/2010 of 1 September 2010 amending Regulation (EC) No 555/2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 479/2008 on the common organisation of the market in wine as regards support programmes, trade with third countries, production potential and on controls in the wine sector

消費者のワイン離れや域外からの輸入の増加によって、域内の市場で需要と供給の均衡が崩れた状態が続き、構造的過剰生産が深刻化するなかで、2008年のワイン共通市場制度改革は、EU産ワインの競争力を高めるとともに、需要と供給の不均衡を是正し、持続可能なワイン産業を促進するために提案されたものである。理事会規則479/2008の前文に明記されているように、この改革でとくに重視されたのは、第一に、EUのワイン生産者の競争力を高め、その優良ワインが世界最高レベルであるという社会的評価を確立し、市場におけるシェアを回復すること、第二に、複雑なルールを簡略化し、需要と供給の不均衡を解消できるような制度を確立すること、第三に、

農村振興、環境保全、そしてワイン造りの伝統を維持していくという目標であった³。

日本の消費者からすれば、改革にともなうもっとも重要な変更点は、EU産ワインの分類の簡略化であろう。表示に関するEU法のルールは一般消費者から見てかなり複雑であって、新世界ワインとの競争で不利となる要因を除去する必要性から、2008年改革では、一定の簡素化が試みられた。従来、EU産ワインのカテゴリーは、特定の地域で生産された「クオリティワイン」(VQPRD=vin de qualité produit dans une région déterminée)と日常消費用の「テーブルワイン」(vin de table)に区分されていた。ところが、テーブルワインのなかにも、フランスのヴァン・ド・ペイ(vin de pays)のように、地理的表示を認められたテーブルワインと、地理的表示を認められていないワイン(狭義のテーブルワイン)が存在し、消費者にとってわかりにくい制度であったことは否定できない。

WTOのTRIPS協定は、ワインの地理的表示の保護をWTO加盟国に義務付けているが、クオリティワイン／テーブルワインという区分は採用していない⁴。そこで、EUワイン法をWTOのルールに調和させる必要性が唱えられるにいたり、従来の分類基準を廃止して、「地理的表示付きワイン」と「地理的表示なしワイン」という分類を基礎にしつつ、前者のサブ・カテゴリーとしてその他の要素にもとづく分類を導入する方法がとられることとなった。理事会規則479/2008では、地理的表示付きワインのサブ・カテゴリーとして、保護原産地呼称(AOP=appellation d'origine protégée, PDO=protected designation of origin)と保護地理的表示(IGP=indication géographique protégée, PGI=protected geographical indication)の2つが設けられたが、これは、先行して導入されていた農産物・食品の地理的表示制度に倣ったものである。

AOPまたはIGPの名称を使用することができるのは、所定の要件を満たしたワインだけであって、その名称は不正な使用に対して保護される⁵。AOPワインとしてEUで登録されるためには、ワインの品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来することが必要である。AOPワインの原料ブドウは、当該産地のものを100%使用し、かつ、ヴィティス・ヴィニフェラ種に属する品種を100%使用しなければならない。また、指定された地理的区域内で醸造が行われる必要がある。

これに対して、IGPワインの登録条件は、AOPに比べて緩やかである。地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、またはその他の特性をもっていることがその条件となる。IGPワインの原料ブドウは、当該産地で収穫されたものを85%以上使用することとされ⁶、ヴィティス・ヴィニフェラ種に属する品種のほか、ヴィティス・ヴィニフェラとの交雑品種の使用も認められるが、AOPワイン同様、IGPワインの醸造も指定された地理的区域内で行われなければならない。

AOP・IGPの登録に際して、生産者団体などから提出された生産基準書を中心に、加盟国レベルと欧州委員会レベルで2段階の審査が行われる。最初に、諸要件が満たされているかどうかの審査が加盟国内で行われ、所定の異議申立て期間の後で、当該国が諸要件は満たされていると判断した場合、欧州委員会に申請書が送付される。続いて、欧州委員会が第二段階の審査を行い、他の加盟国や第三国の利害関係者から登録に対する異議申立てを受理することとなる。以上のような手続を経たうえでAOPまたはIGPの登録が最終的に認められると、事業者は、生産基準書にもとづき生産されたワインに、原産地呼称または地理的表示を使用することができる⁷。

なお、第三国のワイン産地もEUのAOPまたはIGPに登録することが認められており、実際に、アメリカのNapa ValleyおよびブラジルのVale dos VinhedosがAOPに登録されている。

現在のEUワイン法は、以下のように整理することができるであろう。

根拠法文	<p>ワイン共通市場制度理事会規則479/2008 全部門共通市場制度理事会規則1234/2007（理事会規則491/2009により改正） 生産調整・貿易規則555/2008 醸造行為規則606/2009 ラベル表示規則607/2009 その他の欧州委員会規則、派生法、第三国との二国間協定など</p>
ワインの定義	新鮮なブドウ・ブドウ果汁を発酵させて造られたもの
ワインの区分	<p>①「地理的表示（GI）付きワイン」 ②「地理的表示なしワイン」</p>
地理的表示付きワインの分類	<p>①「AOP/PDO＝保護原産地呼称ワイン」 当該産地のブドウを100%使用 ヴィティス・ヴィニフェラ種に属する品種を100%使用 ワインの品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来するもの ②「IGP/PGI＝保護地理的表示ワイン」 当該産地のブドウを85%以上使用（それ以外のブドウも国内のもの） ヴィティス・ヴィニフェラとの交雑種も使用可能 当該地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、またはその他の特性をもつこと ※AOPおよびIGPのいずれであっても、当該地理的区域内（または隣接する地域）で醸造が行われなければならない。瓶詰めは産地外で行うことが可能であるが、それを禁止することも認められる。</p>
義務記載事項（全てのワイン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ブドウ生産物の種類（Vin、Wine、Vino など） ・容量アルコール濃度（1%または0.5%単位。誤差は0.5%、または例外的に0.8%以内） ・原産国名 ・瓶詰め元表示 ・別の派生法・国内法等に基づく規制（二酸化硫黄含有表示、ロット番号、容量、妊婦に対する警告など）
義務記載事項（特定のワインのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・AOPおよびIGPワインに義務付けられるAOP（AOC、DOC、DOCG等）、IGP等の記載および当該AOPまたはIGPの名称（Appellation Bordeaux Contrôléeなど） ・輸入ワインの輸入元表示 ・発泡性ワイン等の糖分含有指標 ・発泡性ワイン等の生産者・販売者の名称

任意記載事項 (条件あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・醸造年度（当該年85%以上） ・ブドウ品種名（単一品種の場合は85%以上、二品種以上はその合計で100%） ・非発泡性ワインの糖分含有指標 ・GIワインに認められる伝統的表現（sur lie、châteauなど） ・AOPまたはIGPのマーク ・特定の醸造方法に関する記載事項（barrel aged、méthode traditionnelle） ・GIワインに認められる、当該原産地呼称または地理的表示の基礎となる区域よりも限定された、もしくはより広範な別の地理的単位の名称
ボトル容量・ 形状	<p>100～1500mlが規制対象</p> <p>スティルワインは100/187/250/375/500/750/1000/1500mlのみ（例外620ml）</p> <p>発泡性ワインは125/200/375/750/1500mlのみ</p> <p>容量誤差の許容範囲は、750mlボトルの場合、マイナス15mlまで</p> <p>特定のボトル形状も保護の対象となり、一定の要件を満たしたGIワインのみが使用できる（ボックスボイテル型、アルザス型、トカイ型など）</p>
補糖上限	<p>ゾーンA（英国、ルクセンブルク）：3%（例外3.5%）</p> <p>ゾーンB（アルザス、シャンパーニュ、オーストリア）：2%（2.5%）</p> <p>ゾーンC（ブルゴーニュ、南欧）：1.5%（2%）</p> <p>※天候不良の年は、加盟国の要請に応じて欧州委員会が上限の引き上げを許可する</p>
総アルコール濃度	<p>下限は8.5（ゾーンA・B）～9%（その他のゾーン）</p> <p>上限は15%（補糖した場合には11.5～13.5%が上限）</p> <p>下限については例外有り（甘口のGIワインなど）</p> <p>※日本では15℃の容量%であるが、EUでは20℃の容量%となっている</p>
総酸度	<p>酒石酸換算3.5g/l以上</p>
補酸	<p>上限は、酒石酸換算2.5g/l(OIVは4g/l)</p> <p>ゾーンA・Bでは、原則として補酸禁止</p>
除酸	<p>上限は、酒石酸換算1g/l(ゾーンCⅢでは原則禁止)</p>
亜硫酸塩濃度	<p>一般の発泡性ワイン = 235mg/l以下</p> <p>高品質発泡性ワイン = 185mg/l以下</p> <p>スティルワイン（赤） = 150mg/l以下</p> <p>スティルワイン（ロゼ・白） = 200mg/l以下</p> <p>糖分含有量 5 g/l以上のワイン = 200mg/l以下（赤）、250mg/l以下（ロゼ・白）、300mg/l以下～400mg/l以下（甘口ワイン）</p> <p>※天候不良の年は、添加量制限の緩和も可能</p>

3. 日本における現行法の問題点

日本には体系的なワイン法は存在しないが、ワインに関する規制は様々な法令の中に分散して定められており、きわめて複雑である。酒税法の主たる目的は、酒税を賦課し、確実に徴収する

ことであって、原料ブドウ栽培や醸造技術の向上は眼目ではなく、消費者保護の立場に立った品質保証などに関する概念まで盛り込んだものとはなっていない。前述の「国産ワインの表示に関する基準」は、2006年に改定され、一定の実効性を有しているものの、罰則規定をとまなわない業界自主基準にすぎず、法的な担保もない。しかも、この自主基準では、「この基準は、事業者が国内消費用として、販売のため製造場から移出する国産ワインに適用する」（2条）とされ、国外に輸出されるワインは対象外となっている。また、ブドウ栽培やワイン醸造についても、EUやOIV（国際ブドウ・ワイン機構）のルールに対応する基準を欠いているにもかかわらず、食品添加物になると日本の基準は極端に厳しく、諸外国から非難されている。日本国内で食品添加物の使用が認められるためには、日本独自の基準による評価と承認を経る必要があり、その手続に長い時間がかかる。欧米など多数の国で使用され、国際的に承認された食品添加物であっても日本では承認されていないものがあり、高品質で安全であるEU産の食品の多くが日本市場に入れない状況にある。EUは、このような非関税障壁に対する懸念を表明し、改善を強く求めてきた⁸。

いくつかの自治体や生産者組合が導入した原産地呼称制度や証明制度は、条例などの形式で定められたものがあるが、国レベルの立法にもとづくものではなく、基準および内容において統一性を欠いている。それらの原産地呼称は、国税庁告示にもとづき国税庁長官によって指定された地理的表示ではなく、TRIPS協定による保護を受けるものとはみなされない。したがって、長野県原産地呼称認定ワインであっても、EUへ輸出する際は、地理的表示ワインとしては取り扱われず、産地名「長野」の表示が認められないおそれがある。

酒団法および国税庁告示によれば、ワインや蒸留酒の地理的表示の指定を行うのは国税庁長官と定められている。指定された地理的表示は、他のWTO加盟国の地理的表示と同様、不正な使用から保護される。それゆえ、①容器や包装に地理的表示を付する行為、②容器や包装に地理的表示を付したものを譲渡、引渡し、展示、輸入する行為、③広告、定価表、取引書類に地理的表示を付して展示、頒布する行為は、地理的表示によって表示されている場所を原産地とする商品でなければ認められない。この枠組みにしたがって指定された日本の地理的表示として、焼酎の産地である「壱岐」「球磨」「琉球」「薩摩」および清酒の産地である「白山」が存在するが、ワインの地理的表示はまだ指定がない状況である。

2002年に創設された長野県原産地呼称管理制度は、フランスやEUの原産地呼称制度とは異なり、呼称の使用を管理する制度ではなく、国税庁長官が指定した地理的表示でもない。どちらかといえば、コンクールに近い制度とみなすことができ、実際、国産ワインコンクールのように「審査員奨励ワイン」といったカテゴリーが設けられている。呼称の使用を規制する制度ではない以上、審査に合格しなかったワインであっても合法的に「長野」の産地を表示することができるのである。また、長野県産ブドウを100%使用していながら他県で醸造されたワインは、そもそもこの制度の対象外であるにもかかわらず、産地名「長野」を表示することは妨げられない。甲州市原産地呼称制度も、審査不合格のワインまたは市外で醸造されたワインによる産地表示を禁止するものではなく、呼称の「統制」ないし「管理」を意図した制度にはなっていない。自治体レベルで原産地呼称制度を導入しようとしても、このような限界があって、不十分なものとなら

ざるを得ないのである。

ところで、EUは、2011年3月の首脳会議で、東日本大震災に見舞われた日本に対する支援の一環として、日本との経済連携協定（EPA）締結に向けた交渉開始を前向きに検討することで合意した。EUは、EPA締結にあたり、非関税障壁の撤廃、とくに上記の食品添加物の承認手続の簡素化を日本に要求するとともに、日本国内における地理的表示制度の確立を求めている。また、EUは、2011年3月、日本で地理的表示制度に関するセミナー「EUの地理的表示制度に学ぶ——食品生産物の付加価値を高め地域ブランドを国際市場で守るには」を開催し、EUの地理的表示制度の枠組みの下で、日本の地理的表示を登録するよう呼びかけた。これに対して、日本国内では、この問題を生産基準や品質概念とは切り離された商標制度で安易に処理しようという動きもみられ、EUの地理的表示制度とはまったく異なるものとなる危険性が懸念される。

4. 諸外国のワイン法からみた日本法の課題

EUなど諸外国のワイン法からみると、日本における現行法の問題点が明らかになるが、ここでは、3点ほど取り上げることにしたい。

(1) ワインの定義

第一は、ワインの定義である。周知のように、酒税法にはワインに関する定義はなく、果実酒や甘味果実酒の定義が置かれているだけである。その結果、ワインとその他の果実原料の酒類が同じカテゴリーに位置づけられ、市場では「みかんワイン」「メロンワイン」といった紛らわしい商品が数多く販売されている。これに対して、EUをはじめ多くの生産国は、法律上ワインを定義し、新鮮なブドウをアルコール発酵させて造ったものだけがワインであると定めている。フランスでは、19世紀後半のフィロキセラ禍によるワイン不足に乗じて、ブドウの搾りかすに水と砂糖を添加し、これを発酵させて色付けをした「砂糖ワイン」や、輸入レーズンに水を加えて発酵させ、香料や着色料を添加した「レーズンワイン」などの不正ワインが横行したため、1889年8月14日のグリフ法によって、ワインの厳格な定義が定められた。このグリフ法は、「新鮮なブドウを発酵させて造られる産品以外のものをワインの名の下に、発送し、販売してはならない」と規定し、また、1894年7月24日の法律では水やアルコールの添加が禁止された⁹。

現行EU法におけるワインの定義は、理事会規則479/2008別表IVに明記されており、新鮮なブドウをアルコール発酵させて造られたものであって、総アルコール濃度が原則として8.5%以上（ゾーンA・B）または9%以上（その他のゾーン）、かつ15%以下であること、総酸度は酒石酸換算3.5g/l以上または1リットル当り46.6ミリグラム当量（mEq/l）以上とされている。

日本の業界基準は、「酒税法に規定する果実酒のうち、原料として使用した果実の全部又は一部がぶどうである果実酒」をワインと定義しているが、これではブドウ以外の果実を部分的に使用してもワインを名乗ることは阻止できない。ブドウまたはブドウ果汁を100%使用していることが定義として明記されるべきであろう。もっとも、「みかんワイン」などの商品名が広く使わ

れている現状に鑑みると、消費者が誤解することがないように、ブドウを原料とする商品ではない旨の打ち消し表示を行うことを条件として、このような商品名を引き続き認めるなどの措置を検討することもありうる。EUでも、上記の定義にかかわらず、加盟国の裁量で、消費者に誤解を与えないことを条件に、「アップルワイン」や「アルコールなしワイン」といった商品の販売が認められている¹⁰。

(2) 地理的表示

第二の問題は、ワインの地理的表示である。とくに、産地表示の条件が問題となる。EUでは、産地ごとに生産基準書が作成され、要件が詳細に規定されている。産地の範囲はもちろんのこと、1ヘクタールあたりの最大収量、品種、監督機関などが各産地の生産基準書に記載され、その地域のブドウを85%以上（AOPワインは100%）使用し、ヴィティス・ヴィニフェラまたはその交雑品種（AOPワインはヴィニフェラ種のみ）を原料とし、その地域で醸造が行われることも条件とされている。これに対して、ワイン造りの歴史が浅い新興国では、その要件はかなり緩やかであり、たとえばオーストラリアでは、最大収量や品種に関する定めはなく、その地域のブドウを85%以上使用することだけが要件とされ、アメリカのAVA（American Viticultural Area）も同様の基準が定められている。

国内の先例を見ると、すでに国税庁長官の指定を受けた焼酎「薩摩」については、鹿児島県産の良質なさつまいもと水を使い、鹿児島で製造・容器詰めされた本格焼酎であること、焼酎「球磨」については、米のみを原料として、人吉球磨の地下水で仕込んだもろみを、人吉球磨で蒸留し、瓶詰めしたもの、という条件が定められている。「薩摩」は原料さつまいもの産地を限定しているが、「球磨」の原料米については産地の要件は示されていない。ただし、両者とも産地での製造や瓶詰めに要件としている。

ワインの地理的表示制度を構想するにあたって、EUにおける登録を前提とするのであれば、少なくとも最大収量と品種は、あらかじめ各産地で決めておく必要がある。ただし、甲州種の場合は、収量制限を行っても品質向上には繋がらないという意見も根強いことから、最大収量に関して、その他の品種とは別個の取り扱いを検討すべきであろう。また、醸造時の補糖および補酸についても、オーストラリアやカリフォルニアでは補糖が禁止され、EUではゾーンごとに上限が設けられているが、日本でも、少なくとも地理的表示ワインに関して、産地ごとに何らかの条件を定めるべきではなからうか。亜硫酸塩の添加に関しては、日本では一律350mg/lが上限とされているが、EUでは、ワインのタイプに応じて異なる上限が定められ、天候不良の年は例外的措置も認められている。日本もこれに倣い、辛口のスティルワインは200mg/l、発泡性ワインは235mg/lを上限とし、甘口ワインは400mg/lを上限とするといった基準の改定を検討すべきであろう。

(3) 分析・官能検査

第三は、地理的表示に関連するが、分析・官能検査を義務付けるべきかどうかという問題である。EUの地理的表示ワインのうち、AOPワインには分析検査および官能検査が義務付けられているが、IGPワインは分析検査のみが必須で、官能検査は任意とされている。分析検査項目として、総アルコール濃度、果糖・ブドウ糖、総酸度、揮発酸、総亜硫酸塩濃度のほか、発泡性ワインの炭酸ガス、そして国内法で定められたその他の項目の検査が義務付けられている。EU法によれば、IGPワインの官能検査は任意であるが、実際には、何らかの検査を義務付けている加盟国は少なくない。たとえば、イギリスでは、IGPのカテゴリーに属する「リージョナル・ワイン (Regional Wine)」の場合、①AOPワインと同じテイasting・パネルによる官能検査、②独立した機関による欠陥テスト、③一定のコンクールにおける受賞のいずれかが必要である。イギリスにおける検査は、生産者を代表する組織として政府によって認められた連合王国ブドウ園協会 (United Kingdom Vineyards Association) が運営しているが、実際の検査は、民間の検査実施機関であるCorkwise Ltdが行っている。リージョナル・ワインの欠陥テストは、商品として販売することができるレベルに達しているかどうかを確認することが目的であり、テイasting・パネルによる官能検査とは異なる。なお、検査不合格のワインは、一定の条件の下で、産地名なしワインとして販売されることになる。

長野県や甲州市の原産地呼称制度も、書類審査に加え、官能審査を実施しており、基準に達しないものは不合格となる。しかしながら、前述のように、日本においては、不合格のワインや審査対象外のワインであっても産地名を名乗ることは許されている。検査不合格のワインや、そもそも検査を受けなかったワインは、本来であれば産地表示ができないはずである。これを認めれば、原産地呼称は保護されず、制度の存在意義そのものが否定されてしまう。

官能検査の実施を義務付けるかどうかは、おそらく意見の分かれるところであろう。しかし、日本ワイン全体の品質向上をめざすのであれば、少なくとも、商品として販売できるレベルに達しているかどうかを確認する欠陥チェックを義務付け、不合格のものには産地表示を禁止することのできる仕組みを採用すべきではなかろうか。そのチェックは、醸造スペシャリストであるエノログ (ワイン醸造技術管理士) がこれを行うものとするのが望ましい。

以上のほかにもワイン法制定に向けて検討すべき課題は山積している。とくに、ラベル表示のルールについては、現在の業界自主基準や「ワインの表示に関する了解事項」を全面的に修正したうえで、ワイン法の中に取り込み、違反行為に対する罰則規定を設けることが不可欠である¹¹。いずれにしても、日本の法制定が著しく遅滞している原因のひとつには、日本がまだOIVに加盟していないという根本的な問題がある。国際ブドウ・ワイン事務局 (OIVの前身) の設立は1924年に遡るが、日本は、半世紀以上も前に加盟の呼びかけがあったにもかかわらず、これに応じるにはいたっていない。OIVでは、醸造方法やラベル表記からワインコンクールの審査方法まで、ワインに関する重要な国際基準が加盟国間で審議され、決定されている。アメリカや中国を除く大多数の生産国や消費国が加盟し、OIVの基準がいわばグローバル・スタンダードになっており、実際に、EU法も多くの部分でOIVの基準に依拠している。直ちにOIVに加盟し、

国際基準に則ったワイン法を制定しなければ、日本がワイン生産国として国際的に認められるのは困難であるといわなければならない。

【付 記】本稿は、平成22年度（2010年度）科学研究費補助金・若手研究B「食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究」（研究代表者：蛭原健介、課題番号20730042）の研究成果の一部である。

- 1 山本博「ワイン法と表示（1～8、完）」時の法令1706号、1708号、1710号、1712号、1714号、1716号、1718号、1720号、1722号など。また、筆者の見解として、蛭原健介「国際的なワイン産地となるために『日本ワイン』のルールづくり急げ」酒販ニュース（醸造産業新聞社）2010年12月11日付28～30面。
- 2 その成果として、日本ワイン法制定研究会編『日本におけるワイン法制定へのお呼びかけ』（2011年）がある。
- 3 蛭原健介「EUワイン改革の背景」明治学院大学法学研究85号59頁以下参照。
- 4 TRIPS協定22条は、地理的表示につき、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義している。
- 5 具体的な保護の効果は、理事会規則479/2008第45条2項に示されている。
 - ①保護された名称に関する生産基準書を遵守していない類似製品について、当該名称の直接的または間接的な商業利用はすべて禁止される。また、原産地呼称もしくは地理的表示の社会的評価から利益を得ようとする商業利用も許されない。
 - ②製品の真正の原産地が表示されている場合であっても、あるいは、保護されている名称が翻訳され、もしくは、「種類」、「型」、「方法」、「様式」、「模造品」、「風味」、「方式」などの表現をともなう場合であっても、当該名称のあらゆる不正使用、模倣または言及は禁止される。
 - ③製品の添付書類、広告および包装・容器に記載される製品の生産地、原産地、性質または本質的な品質に関する虚偽または誤った表示は禁止される。また、製品の原産地に関して誤った印象を与えるような包装も許されない。
 - ④製品の真正の原産地に関して消費者に誤認を与えるおそれのある行為は、すべて禁止される。
- 6 ただし、残りの15%についても、当該生産国内で収穫されたブドウを使用しなければならない。
- 7 AOP・IGPについては、蛭原健介「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制」明治学院大学法学研究86号を参照。
- 8 <<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/relation/trade/current/food/>>
- 9 山本博・高橋梯二・蛭原健介『世界のワイン法』（日本評論社、2009年）69頁以下参照。
- 10 蛭原健介「ワインとアルコール」ワイナート60号参照。
- 11 たとえば、業界自主基準は、醸造年の表示に関し、「使用したぶどうのうち、同一収穫年のぶどうを75%以上使用したワインで、次に掲げるものでなければ年号を表示してはならない。…年号表示を行うおうとするワインが国内原料によるものである場合は、使用したぶどう（ぶどう果汁を含む。）の全部が国産であるもの…」と規定しているが、EU法では85%以上、オーストラリアやアメリカでも85%以上となっており、諸外国にあわせる必要がある。また、品種表示についても、自主基準は、「同一品種のぶどうの使用割合が75%以上であるワイン」に同一品種の表示を認めるが、諸外国では85%以上であり、修正が強く求められる。